

平成 2 7 年

# 議会運営委員会記録

平成 2 7 年 8 月 2 5 日

和 光 市 議 会

## 議 会 運 営 委 員 会 記 録

◇開会日時 平成27年8月25日（火曜日）  
午前 9時30分 開会 午前11時34分 閉会

◇開催場所 第2委員会室

### ◇出席委員

委員 長	吉 田 武 司 議員	副 委 員 長	吉 田 けさみ 議員
委 員	待 鳥 美 光 議員	委 員	村 田 富士子 議員
議 長	齊 藤 克 己 議員	副 議 長	齊 藤 秀 雄 議員
委員外議員	菅 原 満 議員	委員外議員	吉 村 豪 介 議員
委員外議員	金 井 伸 夫 議員	委員外議員	内 山 恵 子 議員
委員外議員	安 保 友 博 議員	委員外議員	小 嶋 智 子 議員
委員外議員	赤 松 祐 造 議員		

◇欠席委員 なし

### ◇出席説明員

市 長	松 本 武 洋	副 市 長	大 野 健 司
企 画 部 長	山 崎 悟	総 務 部 長	橋 本 久
秘書広報課長	松 戸 克 彦	総 務 課 長	喜 古 隆 広

### ◇事務局職員

議会事務局長	郡 司 孝 行	議会事務局次長	伊 藤 英 雄
議事課長補佐	平 川 京 子	主 事	小 林 厳

### ◇本日の会議に付した案件

特定事件 1 次の議会の会期予定について  
平成27年和光市議会9月定例会の会期予定等について

特定事件 8 その他議会運営に関することについて  
市制45周年記念事業について  
議員研修会等について

午前 9時30分 開会

○吉田武司委員長 それでは、皆さんおそろいですので、ただいまから、議会運営委員会を開会します。

まず、会議には、議長とオブザーバーとして副議長と7名の委員外議員に出席を求めていますことを報告いたします。

初めに、市長より挨拶を求められています。

松本市長。

○松本市長 おはようございます。

本日は、平成27年9月定例会の開会に先立ちまして、議会運営委員会を御開催いただきありがとうございます。

今定例会につきましても、8月27日に開会すべく、20日に招集告示をさせていただいたところでございます。提出案件でございますが、報告が2件、契約案件が2件、条例の一部改正が5件、指定管理者の指定が4件、市道路線の廃止及び認定が2件、一般会計等の補正予算5件、決算認定5件、決算の認定及び剰余金の処分が2件の合計27議案の審議をお願いするものでございます。

それでは、詳細につきましては総務部長から順次御説明申し上げますので、よろしくお願いたします。

○吉田武司委員長 市長は公務のため、退席します。

休憩します。(午前 9時31分 休憩)

再開します。(午前 9時32分 再開)

本日の案件は、特定事件1、次の議会の会期予定についてとして、平成27年和光市議会9月定例会の会期日程について、特定事件8、その他議会運営に関することについてとして、市制45周年記念事業、議員研修会などについてです。

資料を確認します。本日の資料は、お手元に配付してありますとおりです。

それでは、特定事件1、次の議会の会期予定についてとして、平成27年和光市議会9月定例会についてを議題とします。

提出議案は、報告2件、議案25件です。提出議案の説明を願います。

橋本総務部長。

○橋本総務部長 おはようございます。

それでは、9月定例会に提出する報告及び議案について順次説明させていただきます。

事前にお配りいたしました提出議案の概要をごらんいただきながらお聞きいただければと思います。

初めに、報告第3号については、新設小学校の和光市市立小学校建設設計業務委託事業において、平成25年度補正予算で設定した継続費が終了したので、精算報告書を調製し、報告する

ものでございます。

次に、報告第4号については、平成26年度決算の確定に伴い、当該決算に係る健全化判断比率及び資金不足比率が確定しましたので、監査委員の意見をつけて報告するものでございます。

次に、議案第44号、和光市新設小学校可動家具等備品の購入契約の締結については、有限会社山屋と契約金額6,281万9,280円で仮契約を締結しましたので、関係条例に基づき議会の議決をお願いするものでございます。

次に、議案第45号、和光市新設小学校給食室厨房用備品の購入契約の締結については、株式会社中西製作所北関東支店と契約金額5,005万8,000円で仮契約を締結しましたので、同様に議会の議決をお願いするものでございます。

次に、議案第46号については、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の施行に伴い、条例の一部改正を行うもので、改正の要点につきましては、資料にお示しした6点でございます。その中で特に（4）の開示に関する規定は、現行の法定代理人に加え、特定個人情報にあつては、本人の委任による任意代理人も認めるという規定を新たに設けました。

次に、資料の6ページと7ページ、議案第47号及び議案第48号は関連がありますので、一括して説明をいたします。

改正の要点は、市税全般について番号法施行に伴う条文の整理、固定資産税及び都市計画税については、特例措置の3年間再延長、市たばこ税については、紙巻きたばこ3級品税率の特例措置の段階的な廃止となっております。

次に、議案第49号については、番号法の施行により受益者負担の観点から、通知カードと個人番号カードの再交付に係る手数料を定めるとともに、住民基本台帳カードの交付が終了することから、これに係る手数料を削除するものでございます。

次に、資料9ページの議案第50号については、下新倉小学校及び併設施設の住居表示が決定したことにより、それぞれの施設の名称及び位置を条例に追加するものでございます。

次に、議案第51号については、平成28年4月1日から平成31年3月31日までの3年間、現指定管理者である公益財団法人和光市文化振興公社を和光市民文化センターの指定管理者として引き続き指定したいので、この案を提出するものでございます。

次に、11ページから14ページの議案第52号、第53号及び第54号は関連がございますので、一括して説明をさせていただきます。

新設の下新倉児童館、下新倉保育クラブ及び白子第二保育クラブを含む児童センター、児童館及び保育クラブの合計15の施設について、平成28年4月1日から平成33年3月31日までの5年間、社会福祉法人和光市社会福祉協議会を指定管理者として指定したいので、この案を提出するものでございます。

なお、指定管理者の公募につきましては、事業者から地域特性に着目した提案を得るため、日常生活圏域を単位として市内を北、中央、南の3つのエリアに分けて実施したことにより、

議案もエリアごとの上程となっております。

次に、15ページの議案第55号については、開発行為に伴う新設道路の帰属により終点が変更となる2路線を廃止するものであり、議案第56号については今申しあげました開発行為に伴い、終点の変更となる2路線と市に帰属する公共施設である2路線を市道として認定するというものでございます。

次に、議案第57号、平成27年度埼玉県和光市一般会計補正予算（第4号）について説明をさせていただきます。

資料につきましては補正予算関係議案資料という資料がございますので、こちらの資料をごらんいただきながらお聞きいただければと思います。

今回の補正額は10億5,407万5,000円となっております。

初めに、主な歳入について説明をいたします。

資料の表、左側が款となっております。まず、款10地方特例交付金では、交付額の決定に伴い減収補てん特例交付金を増額し、款11地方交付税では、交付額の決定に伴い普通交付税を増額しております。

款15国庫支出金では、生活保護費負担金を増額し、2ページになりますが、個人番号カード交付事務費補助金を新規計上しております。

款16県支出金では、地域生活支援事業補助金のほか、一人一人に目を向けたアドバンスド事業委託金を新規計上しております。

款18寄附金では、和光市まちづくり寄附条例寄附金を増額し、款19繰入金では、前年度介護保険特別会計収支精算金繰入金等を増額しております。

3ページになりますが、款20繰越金では、前年度歳計剰余金として6億7,808万2,000円を計上しております。

款21諸収入では、雑入として専門職による相談訪問事業を実施するため、後期高齢者医療広域連合からの補助金を追加計上しております。

款22市債では、中央第二谷中及び越後山土地地区画整理組合への補助金及び臨時財政対策債発行可能額が確定したことから、これを増額しております。

次に、4ページの主な歳出について説明をいたします。

款2総務費では、新規事業といたしまして、公職選挙法改正に伴う選挙人名簿関連システム改修に係る費用を計上しております。これにつきましては来年夏の参議院選から適用される18歳選挙権に対応するシステム改修となっております。

款3民生費では、新規事業といたしまして、生活困窮者自立支援計画を策定するための費用並びに高齢者を対象とした栄養・口腔ケアに関する相談訪問事業を実施するための費用を計上しております。

また、5ページの生活保護において平成26年度国庫負担金及び県負担金の精算に伴い、この返還金を増額しております。

款8土木費では、道路補修事業として、大雨雨水排水対策及び通学路緊急安全対策事業として、道路改良工事費を増額しております。

また、都市計画関連では、都市基盤整備基金積立、越後山及び中央第二谷中土地区画整理組合に対する補助金を増額しております。

款10教育費では、埼玉県の学力向上支援策、一人一人に目を向けたアドバンスド事業を実施するための費用を新規計上しております。

6ページ、款12諸支出金では、財政調整基金積立、公共施設整備基金積立及び和光市まちづくり寄附条例に基づく寄附金を基金に積み立てるため増額しております。

なお、歳入歳出調整後の歳入超過額5億5,728万7,000円につきましては、今後の財源調整のため財政調整基金に積み立てるものいたします。

次に、8ページ、議案第58号、平成27年度埼玉県和光市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）について説明をいたします。

今回の補正額は4億5,697万6,000円でございます。

初めに、歳入につきましては、款4国庫支出金及び款7県支出金の特定健康診査等負担金において、過年度分の実績が確定したことにより減額し、特定健康診査の未受診者対策事業の特定財源として国の財政調整交付金を追加計上しております。

款5療養給付費等交付金では、退職被保険者の減少により減額し、9ページになりますが、款11繰越金では、前年度歳計剰余金として5億2,481万円を計上しております。

次に、主な歳出について説明をいたします。

款2保険給付費では、退職被保険者の減少により減額し、款3後期高齢者支援金等及び款4前期高齢者納付金等では、高齢者医療に係る各拠出金の確定により増額しております。

款8保健事業費では、特定健康診査等事業費において、国の特別調整交付金を活用した特定健康診査の未受診者対策事業の費用を計上するとともに、国保集団健診実施日を増加するための費用を増額しております。

款9基金積立金では、前年度歳計剰余金の一部を国民健康保険保険給付費等支払基金へ積み立て、款10諸支出金では、前年度の国庫負担金等の確定による返還金を計上しております。

次に、10ページの議案第59号、平成27年度埼玉県和光市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）について説明をいたします。

今回の補正額は133万4,000円であります。

歳入については、平成26年度決算額が確定したことに伴い、前年度歳計剰余金133万4,000円を増額しております。

歳出については、歳入に連動して、平成26年度後期高齢者医療保険料徴収額の確定に伴い増額しております。

次に、11ページの議案第60号、平成27年度埼玉県和光市介護保険特別会計補正予算（第1号）について説明をいたします。

今回の補正額は1億6,694万円でございます。

初めに、歳入については、款2国庫支出金において低所得高齢者等住まい・生活支援モデル事業に係る補助金を増額するほか、款3支払基金交付金において平成26年度の介護給付費の実績確定に伴う精算金を増額しております。

款6繰入金において、介護予防強化サービスを実施するに当たり、介護給付費準備基金繰入金を増額しております。

款7繰越金では、平成26年度介護保険特別会計の実績が確定したことに伴い、合わせて1億5,173万5,000円を増額しております。

次に、主な歳出につきましては、款5地域支援事業費において、介護保険事業補助金を受けてモデル事業として実施する低所得高齢者等住まい・生活支援モデル事業費を増額しております。

また、介護予防日常生活支援総合事業で実施している訪問型サービス、通所型サービスの加算分として、市が独自に実施する介護予防強化サービス事業費を新規に計上しております。

款8基金積立金においては、平成26年度から今年度への繰越額のうち平成26年度分の国庫負担金等の返還金を控除した額を実質収支として積み立てるため、介護給付費準備基金積立金を増額しております。

款9諸支出金においては、平成26年度の介護給付費及び地域支援事業費が確定したことに伴う国・県支払基金の負担金及び交付金の返還並びに平成26年度介護保険事業費補助金の精算による返還により償還金を増額し、同じく介護給付費及び地域支援事業費の確定に伴う一般会計への繰出金を増額するものでございます。

次に、13ページの議案第61号、平成27年度埼玉県和光市和光都市計画事業和光市駅北口土地区画整理事業特別会計補正予算（第2号）について説明をいたします。

今回の補正額は8,807万6,000円でございます。

歳入については、平成26年度決算が確定したことに伴い、前年度歳計剰余金を8,708万円増額しております。

また、歳計剰余金の増額及び歳出増額にあわせて一般会計繰入金を増額しております。

歳出については、建物等移転交渉の進捗等により、移転補償費及び工事請負費を増額しております。

次に、議案第62号から議案第66号まで一括して説明をさせていただきます。

初めに、議案第62号、平成26年度埼玉県和光市一般会計歳入歳出決算の認定について説明をいたします。

決算書の26ページをごらんいただければと思います。

平成26年度の決算額は歳入総額247億8,079万4,899円、歳出総額234億4,536万2,840円となり、歳入歳出差引額は13億3,543万2,059円で、翌年度に繰り越すべき財源として1億5,734万9,600円を控除いたしますと、実質収支額は11億7,808万2,459円、前年度と比較いたしまして1億

582万4,074円の増額となっております。

次に、議案第63号、平成26年度埼玉県和光市国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について説明をいたします。

決算書32ページをごらんください。

歳入総額77億3,946万3,720円、歳出総額71億7,465万1,935円となり、歳入歳出差引額は5億6,481万1,785円で、翌年度に繰り越すべき財源はございませんので、実質収支額も同額となり、前年度と比較いたしまして1億2,593万4,106円の増加となっております。

次に、議案第64号、平成26年度埼玉県和光市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について説明をいたします。

36ページをごらんいただければと存じます。

歳入総額5億7,683万260円、歳出総額5億7,549万5,802円となり、歳入歳出差引額は133万4,458円で、翌年度に繰り越すべき財源はございませんので、実質収支額も同額となり、前年度と比較いたしまして20万2,371円の増額となっております。

次に、議案第65号、平成26年度埼玉県和光市介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について説明をいたします。

42ページをごらんいただければと存じます。

歳入総額30億6,176万4,003円、歳出総額29億1,003万759円となり、歳入歳出差引額は1億5,173万3,244円で、翌年度に繰り越すべき財源はございませんので、実質収支額も同額となり、前年度と比較いたしまして4,327万8,214円の増加となっております。

次に、議案第66号、平成26年度埼玉県和光市和光都市計画事業和光市駅北口土地区画整理事業特別会計歳入歳出決算の認定について説明をいたします。

46ページをごらんいただければと思います。

歳入総額3億4,490万7,534円、歳出総額2億5,782万6,085円となり、歳入歳出差引額は8,708万1,449円で、翌年度に繰り越すべき財源はございませんので、実質収支額も同額となり、前年度と比較いたしまして8,043万8,788円の増額となっております。

なお、主要な施策の成果と予算執行の実績は別冊報告書のとおりでございます。

次に、議案第67号、平成26年度埼玉県和光市水道事業決算の認定及び剰余金の処分について説明をいたします。

決算書1、2ページをごらんください。

収益的収入及び支出では、収入決算額は13億6,414万7,873円で、支出決算額は12億2,993万2,124円となりました。

資本的収入及び支出では、収入決算額は2,612万1,945円で、支出決算額については3億5,235万4,903円となりました。

平成26年度の経営実績をあらわす水道事業損益計算書では、営業費用が営業収益を上回ったため、5,942万7,789円の営業損失に、経常利益は1億2,143万5,004円となっており、当年度は



1億1,166万2,233円の純利益となりました。

次に、決算書9ページの剰余金処分計算書(案)のとおり処分することについては、当年度から新会計基準が適用され、補助金等のうち減価償却が必要な資産に充てるものは長期前受金として負債に計上し、減価償却にあわせて収益化することとなったため、当年度の長期前受金戻し入れ分1億9,021万8,801円と前年度までの移行に伴う変動分45億2,003万3,191円の合計47億1,025万1,992円を資本金に組み入れるための剰余金の処分について議会の議決を求めるものでございます。

最後に、議案第68号、平成26年度埼玉県和光市下水道事業決算の認定及び剰余金の処分について説明をいたします。

決算書13ページをごらんください。

収益的収入及び支出では、収入決算額は10億6,239万5,216円、そのうち下水道使用料収入は前年度より3.1%増の5億8,393万9,530円となり、支出決算額については10億1,240万4,679円となりました。

資本的収入及び支出では、収入決算額は1億2,656万8,923円で、支出決算額については4億9,398万5,924円となりました。

資料5ページに戻りますが、平成26年度の経営実績をあらわす下水道事業損益計算書では、営業利益は5,002万8,702円、経常利益は5,570万3,907円となっており、当年度は4,999万537円の純利益となりました。

次に、9ページの剰余金処分計算書(案)のとおり、処分することについては補助金等のうち減価償却が必要な資産に充てるものは長期前受金として負債に計上し、減価償却にあわせて収益化することになったため、当年度の長期前受金戻し入れ分1億3,456万7,612円を資本金へ組み入れるための剰余金の処分について議会の議決を求めるものでございます。

長くなりましたが、説明につきましては以上でございます。

○吉田武司委員長 提出議案の説明は終了しました。

休憩します。(午前 9時54分 休憩)

再開します。(午前 9時59分 再開)

まず、議案の先議についてです。報告第3号、第4号は、議決の対象とならない報告事件なので質疑までとなり、討論、採決はありません。この質疑は通告をとらず、開会日に行いたいと思いますが、いかがでしょうか。

〔「異議なし」という声あり〕

それでは、そのように決定します。

次に、議案第44号、第45号は、新設小学校における備品の購入契約の締結についての議案です。建設工事と同様、緊急性を要することから、委員会の付託を省略し、質疑、討論は通告をとらず、開会日に採決にしたいと思いますが、いかがでしょうか。

〔「異議なし」という声あり〕

それでは、そのように決定しました。

次に、議案第62号から第68号までの各会計及び事業決算は、各常任委員会に付託したいと思  
います。

なお、総括質疑及び閉会日の委員長報告に対する質疑は、先例により行わないことにしたい  
と思いますが、いかがでしょうか。

〔「異議なし」という声あり〕

それでは、そのように決定しました。

次に、議案の委員会付託について、吉田けさみ副委員長、付託表の朗読をお願いいたします。

〔副委員長 付託表朗読―添付資料参照―〕

このように付託したいと思いますが、いかがでしょうか。

〔「異議なし」という声あり〕

それでは、そのように決定しました。

次に、請願・陳情についてです。

まず、郵送で提出された陳情について報告願います。

齊藤克己議長。

○齊藤克己議長 今回郵送で提出された陳情はお手元に配付したとおり、平成27年8月18日受  
理の、外国人の扶養控除制度の見直しを求める意見書の採択を求める陳情、以上1件を報告い  
たします。

○吉田武司委員長 ただいま報告されました陳情は、前回の議会運営委員会で決定したとおり、  
本会議の審議は行わず、その写しを全議員に配付いたしましたので、御確認願います。

次に、議会事務局に持参し提出されたものについて請願はありません。陳情2件を受理して  
います。受理した陳情を本会議で審議するか否かについて、各会派から御意見を願います。

なお、審議しない場合の理由についてもあわせて御意見を願います。

それでは、2件受理していますので、1件ずつ行いたいと思います。

まず、安全保障関連法案に対する国民の理解が得られるように国会で十分審議を尽くすこと  
を要望する意見書の提出を求める陳情についてからお諮りしたいと思います。

それでは、新しい風、待鳥委員。

○待鳥美光委員 審議するということがいいのかと思います。審議しない条件には直接当ては  
まらないのかなと思います。ただ、これは国会で審議中で、9月議会が終わるまでに結論が出  
てしまう可能性はあるのかなと思います。その点はいかがなのかなと思います。

○吉田武司委員長 公明党、村田委員。

○村田富士子委員 本会議では審議は必要ないと思います。3月議会、6月議会で同じような  
趣旨の意見書を出すようにという陳情が出まして、和光市議会としては不採択としているとこ  
ろであります。それで、今参議院で審議中ではありますが、この議会で最終日に恐らくほぼ同じ  
ような時間帯で審議が終わることが見込めますので、もう既に和光市議会としては結論が出て

いる内容なので、改めて本会議で審議するという必要はないと思います。

○吉田武司委員長 日本共産党、吉田けさみ委員。

○吉田けさみ委員 私は基本的に陳情を審議するのは当然議会の役割だと理解しています。それで、まず安全保障関連法案については引き続いて参議院で審議されていますし、かなり国会の中でも紛糾していると見ています。それで、まずきちんと言いたいことは、国民のこの安保法制に対して理解できないとの意思とか、あるいは反対だという国民世論と国会議員、とりわけ政権与党とのねじれがある案件だと考えます。憲法学者や法律家にかかわる弁護士の皆さんたちが自民・公明政権から提出されている安保法制案は違憲だとしている意見が多いわけですよ。だから、そういう面で地方議会がこれを容認していくということはまずできない問題だと考えます。だから、真剣にこれは議会として審議を進めるべきだと。政党等にかかわらず、市民もデモ行進等を市内でも行うというような事態も起きていますし、やはり結論が出ている問題であるということではなくて、国会では今もって議論がされているという状況からすれば、市議会として改めてきちんと一人一人の議員がこの問題について向き合う必要があると思いますし、和光市議会でも今回決算審査をしていくわけですがけれども、これに関しても自衛隊員の採用に関して和光市では一定の協力等もしているということもあるわけですから、私たちはこの国民世論とも向き合う必要がありますし、議員としても市民の皆さんの意向を酌んで審議するのは当然です。陳情の中身で審議するとか審議しないとかということもあるかと思うんだけれども、それをさておいて、陳情権を最優先するという立場は貫いていただきたいということを目指しておきたいと思います。

○吉田けさみ副委員長 議事を委員長と交代します。

緑風会、吉田武司委員。

○吉田武司委員 緑風会といたしましても公明党と同じ意見で、3月議会、6月議会に陳情が出されて議論がされたということで、そのときにも受理しなかったということになっております。また、今国会で審議中でもありますし、この内容については9月14日に決定をされてしまうのかなというのがありますし、和光市議会として間に合わないのではないかなと思っておりますので、緑風会は取り扱わないことといたします。

○吉田武司委員長 議事を副委員長と交代いたします。

続けて、オブザーバーから御意見がありましたらお伺いをいたします。

赤松委員外議員。

○赤松祐造委員外議員 今、国会が本当はかなり世論から離れているし、そのところが安倍首相の話テレビでいろいろ聞いていると、やはり国民の世論をつかんでない。会期中かもわかりませんが、僕は審議する必要があると思います。和光市には自衛隊員が何千人というわけです。注視の中で、特殊な市なわけですから、もっと僕は審議すべきだと思います。

○吉田武司委員長 金井委員外議員。

○金井伸夫委員外議員 世論調査などで、現在国会で審議されているこの安保法案については、

今国会で採決するのではなくて、先送りしたほうが良いという世論が大多数を占めているということもありますので、順序はおくれるかもしれませんが、本会議で審議したほうが良いのではないかと思います。

○吉田武司委員長 金井委員外議員、取り扱うか否かについての判断を皆さんに御意見を伺っているんですけども。

○金井伸夫委員外議員 取り扱いをしたほうが良いと思います。

○吉田武司委員長 菅原委員外議員。

○菅原満委員外議員 取り扱うか取り扱わないか、委員で御意見が分かれていますけれども、一言、この中身でいくと、さきの埼玉県知事選挙において云々というくだりがあって、少なくともこの関係でいくと、私自身現職の上田知事の公約あるいは演説を各所で伺いましたけれども、集団的自衛権行使云々について少なくとも演説で触れられたという記憶もないし、公約にも出てなかったし、そのことによって多くの県民の支持を集めたというのは何かちょっと誤解を与えるのではないかなというような気が私自身はいたしますので、ちょっとこういう書き方というのはいかがかなと。むしろ知事選挙に対する何か、こじつけとまでは言いませんけれども、ちょっとひどいなという受けとめ方をさせていただきました。だから、こういったことについてはちょっと残念だなと。取り扱う、取り扱わないについては正規の委員の方でも御意見分かれていますので、十分御協議をいただきたいと思います。私の意見はそういうことです。

○吉田武司委員長 齊藤秀雄副議長。

○齊藤秀雄副議長 1つだけ申し上げておきます。上田知事は多選自粛条例をみずから制定して、みずから条例を破っています。そういう人間のやっていることの行いをよろしいということであれば、憲法も破ってよろしいという論理まで展開するんです、私に言わせると。だから、こういう内容は認められないというのが私の考えです。

○吉田武司委員長 安保委員外議員。

○安保友博委員外議員 私も原則としては陳情権というのは重く受けとめて、しっかりと審議するというのを原則としていただきたいとは思いますが、ただ、今回の内容に関しては、前回出てきた衆議院での審議をしっかりとやってほしいというものに比べて、今回その次の段階の参議院で審議をしっかりとやってもらいたいという話というのは、形式的に見ても前回議論をして結論が出たものを再度蒸し返すものと私は今回の件に関しては判断しますので、形式的に見て今回これに関しては審議をする必要はないのかなと私は思います。

○吉田武司委員長 菅原委員外議員。

○菅原満委員外議員 この陳情そのものから外れますけれども、陳情権というお話が出ました。陳情に対する議会の対応というものをきちんと理解しておく必要があるので、陳情権は審議まで云々ということではなくて、陳情する権利、これは請願も憲法で認められていて、それを受理をするというのは議会側として義務になっています。受理をして、それをどうするかというのは、それぞれの議会の判断なので、当然広く各議員に配付して、それぞれの議員の立場で判

断をするというようなやり方をやっている議会もあれば、和光市議会みたいに形式によって本会議審議に付する、付さないと分けているものがあるので、その辺の陳情権というものが、どこまで含むかということについては認識をきちんとしておかないと、陳情権で審議までとなると、郵送云々までにも立ち返ってしまうおそれがあるので、その辺十分各議員で共通の認識を持っておくほうがいいのかなという気がいたします。今安保議員から陳情権で審議するべきだというような趣旨の発言があったので、あえて発言させていただきました。

○吉田武司委員長 齊藤克己議長。

○齊藤克己議長 この内容の判断ということではないんですけれども、改めて地方自治法の関係で第99条をお示ししましたけれども、やはり判断の一つの基準というのは第99条の「普通地方公共団体の議会は、当該普通地方公共団体の公益に関する事件につき意見書を国会又は関係行政庁に提出することができる。」というのが今の時点での内容に踏み込まない、ふさわしいかふさわしくないかということ判断していただく一つの基準になろうかと思っております。そこら辺も踏まえて御議論いただきたいと思っております。

○吉田武司委員長 日本共産党、吉田けさみ委員。

○吉田けさみ委員 今それぞれ各議員、委員からも発言がありましたけれども、確かに陳情権はあるけれども、審議するか否かというのはまた違うというのは当然かもしれないですね。それと、議長からも当該地方自治体に関することについての審議なんだというお話もありましたけれども、例えばこの安保法案がどうかかわりを持つかといったら、和光市にも大きくかわる問題でもありますので、それと、あと皆さんが1人1人の御発言の中で陳情書の文章にも触れて発言もあるということがありますが、やはり市民の皆さんから出されてきた陳情については賛否あったとしても、現状維持の原則で私は審議はすべきだと再度主張しておきたいと思っております。

○吉田武司委員長 菅原委員外議員。

○菅原満委員外議員 今受理した番号の第123号で議論しているんですけれども、これ第124号との関係でいくと形式的に一体のものとなしているんでしょうか。形式的なことだけちょっと確認させていただいておいてもよろしいですか。それとも第124号に入ってからその辺をされるということで理解してよろしいでしょうか。

○吉田武司委員長 このことにつきましては、個々に審議をするということになっていますので、御理解をいただきたいと思っております。

菅原委員外議員。

○菅原満委員外議員 わかりました。

○吉田武司委員長 それでは、このことにつきましては6月議会でも取り上げられましたけれども、その後不採択となっておりますので、今回は意見がそろわなかったということで取り上げないということにしたいと思います。

〔「異議あり」という声あり〕

日本共産党、吉田けさみ委員。

○吉田けさみ委員 だめです、それは。だって議会運営委員会は全員で納得して物事を進めていこうというのが原則ですよ。賛否意見が分かれたんだから多数決はとれませんよ。委員長がそういう判断を下すのには非常に私は無理があると思うし、現状維持の原則でやってください。委員会審査でそれぞれ意見を述べていただくと。それをやっていただかなかつたら困ります。

○吉田武司委員長 公明党、村田委員。

○村田富士子委員 今そういう御意見でしたけれども、取り上げるということに対して今までずっとそうだったんです。取り上げるということに全員賛成すればやりますけれども、意見が合わなかったときは取り扱わないという、全てそういうやり方でやってきたから、じゃ、取り上げないので全員賛成をとるという話ではないと思うんですけれども。

○吉田武司委員長 日本共産党、吉田けさみ委員。

○吉田けさみ委員 意見書の場合にはそういう形式をとっているけれども、これは市民から出された陳情なんですよ。その扱いについてどうするかという、私たちがどう向き合うかの問題だと思うんですよ。だから、そういう意味ではやっぱり議会運営のあり方については全会一致で進めていこうよと、合議制をもってやっていこうよという立場からすれば、今回の陳情は取り上げるべきだという意見があるわけですから、現状維持の原則で貫いてやっていただきたいということなんです。

○吉田武司委員長 このことについてなんですけれども、前回でも皆さんと協議をした結果、前回も取り上げたことは取り上げましたけれども、その後委員会で不採択になったということもありますので、今回も皆さんの意見が合わなかったということだと、結局またその場でも不採択になるのかなと思っております。今回はまた委員会の決算審査もありますので、そのようなことから審査をすることによって時間が費やされると考えます。今回この場で議員の皆さんの2つの意見がありましたので、これは委員会に付託しても一致はできないだろうということなので、取り上げないという方向にしたいと思います。

〔「異議あり」という声あり〕

日本共産党、吉田けさみ委員。

○吉田けさみ委員 これについては絶対認めません。委員長がそういう結論を出したいという思いはわかるんですけれども、現実的に陳情が出されてきているわけだから、委員会で審査する時間を費やすのはもったいないという考え方は、議員の仕事の職務遂行から外れますよ。時間がもったいないなんていう考え方はだめですよ。

○吉田武司委員長 休憩します。（午前10時26分 休憩）

再開します。（午前10時40分 再開）

赤松委員外議員。

○赤松祐造委員外議員 世論の情勢が変わっているから、3月に結論出したからといって今結論を出すものではない。ひょっとしたら安倍首相、ぱっと出すのを引くかもわからないという

情報も聞いているわけです。だって与党の中、ほかの党派の中だって分かれているじゃないですか。だから、流れが変わっているから、僕は賛成、反対はともかく審議すべきだと思います。

○吉田武司委員長 日本共産党、吉田けさみ委員。

○吉田けさみ委員 基本的にはやはり陳情に私たち市議会が向き合うのは当然だと考えます。

それと当初でも申し上げましたけれども、国民世論、市民世論と国会との中でのねじれ現象、これを私たちはしっかりと見て、市民の声はどうなのかというところを吸い上げる、そうした機会でもあると思いますので、やはり議会としてはきちんと委員会付託し、審査をしていく。最終的に本会議場で結論を出していくべきだということは主張しておきたいと思います。

○吉田武司委員長 安保委員外議員。

○安保友博委員外議員 さっき陳情権の話で指摘がありましたので、そこら辺に補足ということと言わせていただきたいのですが、陳情権があって、それを受理することというのが請願法上認められていると。尊重しなければいけないと。その後審査するかどうかに関しては、それは議会の裁量の範囲だということに関しては私も理解はしているんですけども、ただ受理すればいいということではなくて、受理したからにはそれはもう審査されるだろうというそういう期待感もあることも、これまたありますので、その裁量というのは恣意的に運用されるものではなくて、最大限尊重されるべきだということを前提に、じゃ、実際に審査することにするのかどうかということを経験的に判断する材料としては、その内容を全く見ないで形式的に判断するということはどうしてもできないので、あくまでその内容に踏み込まない。実際にその賛否の話ではなくて、形式的に内容がどうであるのかということをしつかりと見た上でそれを判断する必要があると思います。そういう意味でも先ほど私が申し上げたように、この形式的な内容に関してはもう既に和光市議会としては審議済みということなので、今回は審議する必要はないのかと私は思います。

○吉田武司委員長 菅原委員外議員。

○菅原満委員外議員 先ほどの私の発言で恣意的ということは一切言っていないので、御理解いただきたいということと、内容に踏み込む、踏み込まないということで和光市議会は陳情を本会議で取り扱う、取り扱わないということはないというルールでやってきているということをきちんと踏まえて、この場に臨んでいただかないと。また今の議論でいくと内容で見てということで行くと、先ほどの吉田けさみ委員の発言じゃないですけども、振り出しに戻った議論を惹起するおそれがあるという気がいたしましたので、その点だけ意見として述べさせていただきます。

○吉田武司委員長 新しい風、待鳥委員。

○待鳥美光委員 まず地方自治法第99条の話なんですけど、これはそれぞれの解釈とか考えが多分分かれるところだと思うんですけども、私自身は和光市は自衛隊もあり、それからいろいろの意味で市民に大きく関係があることなので、そこは地方議会として出すということはいいと私は思います。

それから、既に結論が出ているというのも情勢が動いていく場合があるので、1回審議したことは違う議会であれば、その情勢によっては審議していいんじゃないかと思います。

ただ、1つ疑問なのは、これは可能性ですからわからないんですけども、これを審議しているうちに、これは国会で十分審議を尽くすことの要望ですから、その審議自体が終了してしまうという可能性があって、その場合にはその時点でこれを出すということは意味がなくなるわけですね。そこのところはどういうふうにお考えなのか。

○吉田武司委員長 齊藤克己議長。

○齊藤克己議長 可能性の話ということですが、60日ルールということであれば、9月14日が一つの期限でもありますし、その中で、そういうことも踏まえた上で、この内容には踏み込んでおりませんが、判断として皆さんにお諮りしているということによろしいかと思います。

○吉田武司委員長 それでは、安全保障関連法案に対する国民の理解が得られるように国会で十分審議を尽くすことを要望する意見書の提出を求める陳情は意見がまとまらなかったという理由により、取り扱わないという方向でいきたいと思います。

続きまして、永久に戦争を放棄し、国民の生命と平和を守る国政を求める意見書提出に関する陳情について御意見をお伺いいたしたいと思います。

新しい風、待鳥委員。

○待鳥美光委員 この陳情は内容的には法案云々ということに直接かかわらない内容で、先ほど私が述べましたその懸念というのはないと思いますので、これは審議すべきだと思います。

○吉田武司委員長 公明党、村田委員。

○村田富士子委員 永久に戦争放棄し、国民の生命と平和を守る国政を求める意見書を提出してくださいということなのですが、ちょっと内容的に、内容というかこの提出する意見書自体、タイトルが非常に漠然としておりまして、何を求めたいのかなというのが和光市議会として果たしてこれは意見書を提出できるという中身かな。余りにもちょっと漠然とし過ぎて、抽象的かなと思いますので、ちょっとこれは審議するには、取り上げるにはなじまないかなと思います。

○吉田武司委員長 新しい風、待鳥委員。

○待鳥美光委員 議会事務局に質問をします。これは意見書案と一緒に提出されたのかなと思うんですけども、あるんでしょうか。それはここでは配られないのですか。

○吉田武司委員長 議会事務局、平川議事課長補佐。

○平川議事課長補佐 その陳情が委員会に付託されたときに案文としてということでお配りいたします。

○吉田武司委員長 新しい風、待鳥委員。

○待鳥美光委員 漠然としてという御意見が今出たので、それが一緒についてきているということは共有されたほうがいいのかと思います。

○吉田武司委員長 齊藤克己議長。



○齊藤克己議長 皆さんにお諮りしているのは、お手元に行きました陳情の内容について本会議で審議するのにふさわしいか、ふさわしくないかということですので、あらかじめ意見書案が提出されておりますけれども、それを加味してということではなくて、あらかじめやはり陳情の内容から推しはかって意見書案というものが出てくるわけですので、それは本体はこの陳情で十分本当は酌みとるべきものであるというふうになっておりますので、これについてきょうは審査をしていただくということでございます。

○吉田武司委員長 公明党、村田委員。

○村田富士子委員 加えまして、平和を希求するということは、これはもう当然のことであり、永久に戦争を放棄して国民の生命と平和を守る、これも当然のことであり、当然過ぎる話であります。余りにも当然過ぎて、その国政を求めるということで、平和を守る国政を求め、これも当然のことでもありますので、そういった意味で漠然としているという、抽象的という言葉を使わせていただきました。ということで、今回は審議にはなじまないのではないかとすることを申し上げたいと思います。

○吉田武司委員長 日本共産党、吉田けさみ委員。

○吉田けさみ委員 私は、この陳情の文章をざっと読んだときに、言わんとすることは、件名の部分と最後でまとめていますけれども、平和を希求する市民の思いを代表し、国に意見書を提出することを強く要望し、陳情しますとあるように、議会が、当たり前のことかもしれないけれども、この当たり前さが今危ういという事態にもなっているわけですから。私は、市民の皆さんの意を酌んで、陳情については酌み取って審議をすべきだと思います。

○吉田けさみ副委員長 議事を委員長と交代します。

緑風会、吉田武司委員。

○吉田武司委員 緑風会といたしましては、このことについても、言うことはわかるんですけども、もう少し内容がよくわからないということもあり、これは取り上げないという方向といたしたいと思います。

○吉田武司委員長 議事を副委員長と交代します。

オブザーバーの方から御意見などありますでしょうか。

赤松委員外議員。

○赤松祐造委員外議員 安倍総理の戦後70年の談話なんか語られましたけれども、やはり今の若い人たちに、いろんなアンケートをとると、戦争を忘れていく世代の人がどんどん出てきているということなので、永久に戦争を放棄し国民の生命と平和を守る、当たり前かも知れないけれども、これを言い続けなければ平和というものは守れないので、私は、和光市は本当に平和宣言するぐらいな気持ちで、陳情を受けたほうがいいと思います。

○吉田武司委員長 金井委員外議員。

○金井伸夫委員外議員 私も現在の国会での安保法制の審議が国民の理解が得られていないところで進んでいって採決されるのではないかとということで、この市民の方も慎重審議を求める

ということでこういった陳情に及んだものと思いますので、現状の状況のもとでこういった陳情については賛成したいと思います。

○吉田武司委員長 安保委員外議員。

○安保友博委員外議員 先ほど待鳥委員から質問があったものにちょっと附随なんですけれども、陳情を出すときには、意見書案というのは必須なんでしょうか。それとも、もう内容はこっちで任せて、書いてくださいというような陳情があるか。

○吉田武司委員長 休憩します。（午前10時54分 休憩）

再開します。（午前10時57分 再開）

齊藤克己議長。

○齊藤克己議長 あくまで陳情に対しては、その陳情の中身について審議していただいて、その中で意見書の提出ということであれば、議会として提出する内容に皆さんが合意した内容をつけて上げていくということになりますので、あくまで添付していただいた意見書案というのは、ある場合もありますけれども、それに関しては審議の参考にさせていただくということです。今回この場においては、その意見書案については触れないで、陳情の中身についてだけ審査をしていただくということになりますので、よろしくお願いいたします。

以上です。

○吉田武司委員長 安保委員外議員。

○安保友博委員外議員 何度も繰り返すようでちょっと申しわけないんですけども、内容について踏み込んで、それに対して審査するかどうかという話は、それは審査するという結論が出た後に委員会付託でやるということは、それは理解しているんですけども、あくまで形式的にそれを取り上げる、取り上げないという話をするとき、全く内容に踏み込まずに形式的に、何を言っているかをもう全く見ないで判断するということは、それは無理なので、どうしても内容を見てから形式的に判断するということは必須なわけです。その意味では、意見書を出してくださいという陳情を出すときに、ある場合には出してくださいと言っているからには、出す方からの立場から見ると、陳情そのものと案としてこういうものを想定していますと出してきたものというのは一体のものだと判断するのが当然だと思うんです。

ということは、確かに陳情の中身だけ見ると、そんなこと書いていないけれども、その人が出してきた案の中には言いたいことが書いてあるという場合もあるわけです。ということは、それを見たときに、そういう意味で言っているのかということも、判断するかしないかは別として、出してある資料があるのであれば、それはまず見た上で、全体を見た上での形式的判断をするのが筋ではないかなというのが私の意見です。

以上です。

○吉田武司委員長 意見として承っておいてよろしいでしょうか。

安保委員外議員。

○安保友博委員外議員 はい。

○吉田武司委員長 日本共産党、吉田けさみ委員。

○吉田けさみ委員 憲法のくだりの中で、私たち国民は不断の努力によって平和を維持するところがありますよね。だから、そういう意味では、せっかくこういう陳情を出していただいたということを生かして、私たちも改めて平和を維持していくという努力の一つとして、この陳情を審議するということを私は提案したいと思います。

○吉田武司委員長 菅原委員外議員。

○菅原満委員外議員 今、吉田けさみ委員からお話ありましたので、憲法のお話も出だし、平和を希求するというのが趣旨の意見書だとすると、これそのものが日本国憲法を守りますか、守りませんかと聞かれれば、守りますと、平和を希求しますか、しませんかと言われれば、平和な社会の構築のために努力しますというのは少なくとも当たり前の共通の認識であると。ただ、それをどのように具体的に行っていくのかということになってくると、個々個別の具体的な事例が出てくるというようなことでいくと、審査して賛否をとるのがいいのか、大分以前にも、市民から出る陳情について賛否云々をとるのがいいのか、議会として議論をして、それをまとめて報告をするというやり方がいいのかということになっていくんで、そうすると、陳情の取り扱いのあり方、そもそもの取り扱いのあり方にまで議論を及ぼしていくことも必要になってくると。

だから、この陳情そのものについて云々ではないですけども、陳情の取り扱いそのものについても、じゃ、今後どうするのかという議論が必要になってくるのかなということになると、私自身は思います。これは、この陳情とはちょっと離れましたが、申しわけありませんが、意見として。

○吉田武司委員長 ほかにございませんでしょうか。

〔「なし」という声あり〕

ないようですので、受理した永久に戦争を放棄し国民の生命と平和を守る国政を求める意見書提出に関する陳情は、意見がまとまらなかったということで、取り上げないということに決定をいたしたいと思います。

新しい風、待鳥委員。

○待鳥美光委員 今の結論は、陳情者の方にはどういう理由で審議をしませんと伝わるんですか。理由の説明はされるんですよね。どういうふうになるんですか。

○吉田武司委員長 まとまらなかったということと、内容が少し不十分で、何が言いたいかわからなかったということになるかと思います。

〔「議会が訴えられたらどうするんですか」という声あり〕

まとまらなかったということで御理解をいただければと思います。

それでは、本会議で審議しない陳情としてよろしいでしょうか。

〔「異議なし」という声あり〕

それでは、今回受理した陳情の審査は、ただいまのとおり決定しました。

次に、一般質問についてです。

通告者は17人です。質問時間は、申し合わせにより、再質問を含めて1人30分以内としたいと思いますが、いかがでしょうか。

〔「異議なし」という声あり〕

それでは、そのように決定しました。

次に、会期について、会期は22日間とし、常任委員会は決算の審査がありますので5日間とし、両常任委員会を同時開催としたいと思います。一般質問は4日間とし、1日目を5人、2日目以降を1日4人としたいと思います。また、8月28日金曜日、31日月曜日、9月1日火曜日を調査休会にし、16日水曜日を休会としたいと思いますが、いかがでしょうか。

〔「異議なし」という声あり〕

それでは、そのように決定しました。

次に、議案に対する総括質疑について、発言通告書の提出期限は8月31日月曜日の正午までとしたいと思いますが、いかがでしょうか。

〔「異議なし」という声あり〕

それでは、そのように決定しました。

次に、議員から提出されました意見書案の取り扱いについてです。

日本共産党の議員から1件の意見書案が提出されています。この意見書案の調整のため9月2日水曜日、総括質疑の本会議終了後に議会運営委員会を開きたいと思いますが、いかがでしょうか。

〔「異議なし」という声あり〕

それでは、そのように決定しました。

また、調整が整った場合は、9月14日月曜日、一般質問3日目の本会議終了後に議会運営委員会を開催し、意見書案の確認を行いたいと思いますが、いかがでしょうか。

〔「異議なし」という声あり〕

それでは、そのように決定しました。

次に、両常任委員会に付託します決算の審査についてです。

改選後初めての決算審査となりますので、昨年度と同様ですが、全体的な流れを議長から説明願います。

齊藤克己議長。

**○齊藤克己議長** 昨年と同様なんですけれども、決算の常任委員会への付託は、平成24年9月定例会から行っております。初めに、昨年行った決算審査の全体的な流れを確認させていただきます。

まず、委員会において付託された議案を疑義が残らないよう十分に審査を尽くしていただきます。その上で付託議案の審査が全て終了した後に、審査を尽くしても疑義が残った、または生じた場合は、市長への質問を行うか否か、それぞれの常任委員会で協議をしていただきます。

さらに、市長への質問を経ても今後の予算編成や執行で特に留意することを求める場合は、委員会等で協議の上、執行部に対し委員会の最後に指摘事項を行っております。

なお、昨年度は総務環境常任委員会で市長への質問を行いました。両常任委員会とも指摘事項はありませんでした。

以上が昨年度の決算審査の全体的な流れでございます。

**○吉田武司委員長** ただいま議長から説明がありましたが、今年度も昨年度と同様、市長への質問はそれぞれの常任委員会において、審査を尽くしても疑義が残った、または生じた場合に行うものと思いたいと思いますが、いかがでしょうか。

〔「異議なし」という声あり〕

それでは、そのように決定しました。

なお、市長への質問事項は、1つの質問につき1回の回答で完結となります。御承知おきください。

また、指摘事項についても、質疑を経て、さらに市長への質問を経ても、今後の予算編成や執行で特に留意することを求めるものと思いたいと思いますが、いかがでしょうか。

〔「異議なし」という声あり〕

それでは、そのように決定しました。

市長への質問事項や指摘事項は、委員会ごとに決定したいと思います。ただ、指摘事項は、内容が重複するなど両常任委員会との協議を要する場合は、正副議長と両正副委員長で調整することと思いたいと思いますが、いかがでしょうか。

〔「異議なし」という声あり〕

それでは、そのように決定しました。

調整の件については、両常任委員会において、委員から一任いただくよう御周知願います。次に、彩の国さいたま人づくり広域連合議会議員選挙についてです。

議長から発言があります。

齊藤克己議長。

**○齊藤克己議長** 彩の国さいたま人づくり広域連合議会において、市議会議員からの選出議員に1名の欠員が生じているため、選挙を実施する旨、過日文書で通知いたしました。その後、8月7日付文書で通知したとおり、候補者数と選挙すべき議員数が同数であったため、選挙は実施しないこととなったので、その旨御報告いたします。

**○吉田武司委員長** 次に、埼玉県後期高齢者医療広域連合議会議員選挙についてです。

議長から発言があります。

齊藤克己議長。

**○齊藤克己議長** 埼玉県後期高齢者医療広域連合議会議員において、市長選出議員に1名の欠員、市議会議員選出議員に3名の欠員が生じていますので、同連合規約に基づく選挙を実施する旨、過日文書で通知したとおりでございます。

市長選出、議会議員選出ともに、候補者届け出受付期間は8月25日から8月31日までであり、それぞれ候補者の数が選挙すべき議員の数を超えた場合には、今定例会の閉会日に選挙を実施することとなりますので、御了解いただきたいと思います。候補者数の結果は、確定次第、主管課経由で通知されるので、選挙の有無は確定次第御報告いたします。

○吉田武司委員長 ただいまの件についても御了承の上、各会派において御周知ください。選挙の有無については、結果がわかり次第、報告のほどお願いいたします。

次に、今期定例会のポスターです。

今回は、掲示いたしましたとおりでよろしいでしょうか。ホワイトボードのところに掲示してあります。

〔「内容等は確認済みだそうです」「了解」という声あり〕

よろしいでしょうか。

〔「異議なし」という声あり〕

それでは、異議がないので、そのようにいたします。

以上で、特定事件1、次の議会の会期予定についてとして、平成27年和光市議会9月定例会についての協議を終了します。

次に進みます。

特定事件8、その他議会運営に関することについてとして、初めに、市制45周年記念事業についてです。

前回の議会運営委員会で、和光市議会として市制45周年記念事業を実施するという方向性は決定したことであります。また、内容について議長から、議場コンサートとの御提案に皆様の御賛同を得られた状況であります。その後、会派での協議で御意見がありましたら伺います。

〔「なし」という声あり〕

ないようですので、それでは、和光市議会として、市制45周年記念事業は議場コンサートを実施するというのでよろしいでしょうか。

〔「異議なし」という声あり〕

それでは、そのように決定しました。

では、議長から市制45周年記念事業、和光市議会議場コンサート実施要領（案）が示されているので、説明願います。

齊藤克己議長。

○齊藤克己議長 お手元の実施要領（案）を確認していただきたいと思います。

まだ、案の段階ですので、協議事項を含めた実施要領（案）となっております。目的からその他まで14項目ありますが、アンダーラインを引かせていただきました3、日付、5、演奏者、6、曲目、9、鑑賞人、12、費用については、特に協議、提案を要しますので、最後に説明したいと思います。後日協議をいただきたいと思います。後日協議をいただきたいと思います。

そこで、最初にアンダーラインのない項目について説明いたしますので、御協議をいただき

ます。

まず1、目的は、市民にとって身近でかつ開かれた議会となるべく、また、多くの市民が議会に関心を持つきっかけとなることといたしました。

2、主催者は、和光市議会です。

4、場所は、演奏は議場の質問席と演壇の間、鑑賞場所は傍聴席としております。提案があるので、後ほど御協議いただきます。

7、スケジュールでは、コンサートは本会議の開会前に30分程度で行い、本会議はコンサート終了後、時間を繰り下げて行うという御提案をさせていただきたいと思います。これは、開会時間が明確で周知しやすいことや余裕を持って準備ができる利点を重視して、議会開会前のコンサートというふうな形で御提案をさせていただいております。コンサートの流れはごらんのとおりでございます。

8、周知方法は、議会報告会と同様、広報、ホームページ、マスコミ等への情報提供及び各議員個人のホームページ等とさせていただきました。

10、鑑賞に係る注意事項は、鑑賞者が行う写真撮影、録音、録画は、通常のコンサートと同様にできないものといたします。

また、11、入場料は無料、13、公開は、演奏者に応じてごらんのとおりといたしました。

14、その他、議会が準備するものは、演奏者用の椅子とコンサート次第で、演奏者には楽器、あるいは譜面台、その他演奏に必要なものを持参していただき、打ち合わせは議場の下見を含めて1回から2回を想定しております。

以上がアンダーライン以外のところをお話をさせていただいたところでございます。

○吉田武司委員長 ただいま議長から説明がありました部分について、各会派から御意見を伺います。

新しい風、待鳥委員。

○待鳥美光委員 意見というのは。

○吉田武司委員長 この内容でいいか悪いかという……

〔「今のことで了承いただけるかどうか」という声あり〕

新しい風、待鳥委員。

○待鳥美光委員 特に問題になることはないと思います。

○吉田武司委員長 公明党、村田委員。

○村田富士子委員 45周年の記念になればと思います。そういった意味でも、演奏者、日にちが決まったりで依頼がちょっと大変な作業になるかと思いますが、大成功となるようなコンサートになればと思います。

○吉田武司委員長 日本共産党、吉田けさみ委員。

○吉田けさみ委員 この件については意見はありません。

○吉田けさみ副委員長 議事を委員長と交代します。

緑風会、吉田武司委員。

○吉田武司委員 緑風会といたしましても、この案でよろしいかと思ます。

○吉田武司委員長 議事を副委員長と交代いたします。

それでは、オブザーバーの方からも意見などありましたらよろしくお願ひいたします。

赤松委員外議員。

○赤松祐造委員外議員 意見ではないんで、ちょっと議長に。これすごくいいと思うんですけども、賛成なんですけれども、演奏者は、希望だけでも、市民の中から選ぶのですか。

○吉田武司委員長 齊藤克己議長。

○齊藤克己議長 後で、協議いただきたいと思ますんで。

○吉田武司委員長 赤松委員外議員。

○赤松祐造委員外議員 それと、執行部は後ろに座っているんですか。

○吉田武司委員長 齊藤克己議長。

○齊藤克己議長 それも後で協議します。

○吉田武司委員長 赤松委員外議員。

○赤松祐造委員外議員 後ろに座っていると、演奏者はやりにくいんじゃないのかなと。

以上です。

○吉田武司委員長 菅原委員外議員。

○菅原満委員外議員 確認なんですけれども、傍聴席最後部に10席程度の増席ということで、傍聴席の人数というのは決まっているんですが、その辺、大丈夫というか、大勢入っても大丈夫ということですか。

○吉田武司委員長 齊藤克己議長。

○齊藤克己議長 アンダーラインの引いてあるところで、先着12名云々という形で書いてありますけれども、ちょっと御協議いただいて、44プラス10名程度ということで考えていると。

○吉田武司委員長 それでは、今、議長の提案のこの案のとおりで、アンダーラインのない部分についてはよろしいでしょうか。

〔「異議なし」という声あり〕

それでは、そのように決定をしたいと思います。

それでは、次に、協議、提案いただきたい項目として、3、日付、5、演奏者、6、曲目、9、鑑賞人、12、費用について説明願ひます。

齊藤克己議長。

○齊藤克己議長 それでは、アンダーラインの項目を説明させていただきたいと思ます。

まず日付ですが、これは12月3日、12月21日、2つ書かせていただいておりますけれども、開会日、または閉会日のどちらかということで御協議いただきたいと思ます。理由は、平成23年から平成26年までの平均の散会時間、終了時間を調べたところ、開会日は午前11時前後、閉会日は午前11時30分前後であったということで、午前中で終わっております。よって、初め



て来る市民にとっては負担が少ないのではないかとということで、提案させていただきました。3月定例会の開会日ということも以前お話が出ておりましたけれども、これは日曜議会で、散会時間は15時を超えているということで。メインは市長の施政方針と会派代表者の代表質問ということになりますので、やはりそこですとちょっと全体的なボリュームが大きいのではないかとということで、12月議会の閉会日、開会日ということをご提案させていただいております。

また、日曜議会は、人件費や庁舎管理上の経費がかかるということ、また、傍聴者数でもさほど近ごろは、3月定例会の開会日も11人程度で大勢とは言えない現状だったということで、12月議会の開会日、3日、あるいは21日の閉会日ということで、会派に持ち寄って御協議いただきたいと思っております。

それから次に、未定の5、演奏者、また6、曲目についてでございます。議場で行うために、演奏者は単独または4人程度ぐらいまでのグループということで、少人数のグループでお願いしたいということです。できれば市内在住者が好ましく、また季節柄クリスマスの曲目ではいかがかというような提案もございました。

具体的な選曲は演奏者との協議によりますけれども、時間的には3曲から5曲程度ということで考えております。つきましては、委員各位、オブザーバーの方で演奏者に心当たりのある方は、9月14日月曜日、本会議が始まる前までに候補者を事務局へお知らせいただきたいと思っております。また、早目に候補者へ正式な依頼や調整を行いたいと思っておりますので、御協力をよろしくお願いいたします。

次に、9、鑑賞人ですが、状況に応じて、第3委員会室での乳幼児の対応も考えております。この対応も含めて、年齢を問わずとさせていただきます。

御協議いただきたい件は、鑑賞場所の提案で、傍聴席が、先ほどありましたけれども、44席、記者席4席、その他車椅子スペースがありますけれども、先着順で議員側最後列の現在あいている議員席がありますので、そこのマイクのない12席を市民の鑑賞席としてはいかがかということも御提案させていただきたいと思っております。

現状では、会議規則第6条の規定により、傍聴者は議場に入ることができないため、議席で鑑賞した市民が引き続き本会議を傍聴できるように、傍聴席をある程度確保する必要があるということで、10席程度の椅子をふやしてというようなことも考えているところなんですけれども、そういった形でどうかということをご協議いただきたいと思っております。傍聴者の数、それから傍聴場所を各会派で御協議いただければと思っております。

また、最後に12、費用についてですけれども、演奏者に対する謝礼等が必要だと思われます。議会費で、議会研修会費用を予算計上しておりますので、謝礼としては4万円程度の支出が可能となります。また、市外の方であれば、交通費として総額で3,000円までの支出が可能です。他市を見ると、議場で演奏者に花束を贈呈しているところもございます。公費以上にかかる場合には、議員会の事業費での対応が可能性として考えられますけれども、これはあらかじめ協議が必要となります。謝礼をどのようにするか、会派でも御協議いただきたいと思っております。

以上、アンダーラインの点についてお話をさせていただきました。

○吉田武司委員長 ただいま議長から説明がありました。

まず演奏の候補者を9月14日月曜日、本会議が始まる前までに事務局に知らせることは、各会派で御周知いただき、御協力のほどをお願いいたします。また、3、日付、9、鑑賞人、12、費用につきましては、一度会派で協議いただき、9月14日月曜日の議会運営委員会で協議したいと思いますが、いかがでしょうか。

〔「異議なし」という声あり〕

それでは、そのように決定しました。

曲目については、全体として説明されたとおり、議会の希望等も加味した内容で、演奏者との協議において決めることでいかがでしょうか。

〔「異議なし」という声あり〕

それでは、そのように決定しました。

そのほかに各会派での協議に当たって確認したいことや御意見がありましたら伺います。

菅原委員外議員。

○菅原満委員外議員 確認した後で申しわけないんですけども、この演奏者について、個々情報提供というお話だったんですが、これは和光市文化振興公社とかそういったところと話とかは何かされていたのか、していないのか。

○吉田武司委員長 齊藤克己議長。

○齊藤克己議長 現状では、そういったところを通しての御依頼、あるいは確認はしておりません。

○吉田武司委員長 菅原委員外議員。

○菅原満委員外議員 割と市内出身の演奏家のコンサートとかやられていたんで、そういったのもあったかなということで確認させていただいた次第です。

○吉田武司委員長 では、9月14日に再度協議を行うこととし、和光市議会議場コンサートの協議を終了します。

議長から発言があります。

齊藤克己議長。

○齊藤克己議長 議場コンサートの件はよろしく願いいたします。ありがとうございました。

7月28日に教育長から市制45周年記念事業として、こども議会の実施について申し入れがございました。

和光市議会としては、7月15日の議会運営委員会で市制45周年記念事業として議場コンサートを実施する方向で決定したことをお伝えしたところ、教育委員会として、市制45周年記念事業でこども議会を実施したいということでございました。

これについては、和光市議会としては、議場の貸し出しや会議システムの操作を行う議会事務局職員の対応が主なものとなります。今回は、児童・生徒が議員、答弁が執行部で、議長は

私、齊藤克己が行う一般的なこども議会を提案したいということですが、ぜひともそのような形でやりたいというような申し入れがありましたので、改めてここで御協議いただきたいと思います。

以上です。

○吉田武司委員長 ただいま議長から発言がありました件について、御意見を伺います。

何かございますでしょうか。

赤松委員外議員。

○赤松祐造委員外議員 1つお聞きしたいんですけども、傍聴は議員ができるんでしょうか。

○吉田武司委員長 齊藤克己議長。

○齊藤克己議長 詳細はこの後ですけども、基本的には会場の貸し出し、それから会議システムの操作、そして子供が議員で答弁が執行部というような内容になるということだけでございますので、そのほかのことについてはまだ未定でございます。

○吉田武司委員長 ほかにはございませんでしょうか。

〔「なし」という声あり〕

それでは、こども議会についての和光市議会の対応は、議長から発言のありました提案のとおりでいかがでしょうか。

〔「異議なし」という声あり〕

それでは、そのように決定しました。

以上で、特定事件8、その他議会運営に関することについてとして、市制45周年記念事業についての協議は、今回はここまでで終了いたします。

次に進みます。

同じく特定事件8、その他議会運営に関することについてとして、議員研修会について、議長から発言があります。

齊藤克己議長。

○齊藤克己議長 毎年、和光市議会として議員研修会を実施しております。昨年度は7月7日に東京大学名誉教授の大森先生を招聘し、地方議会の役割や改革課題について御講義をいただきました。今年度も実施したいと思いますので、希望するテーマがありましたら、希望するテーマを9月14日月曜日、本会議が始まる前までに事務局へ提出していただきたいと思います。その後協議し、詳細を決定したいと思います。

この議員研修会の時期としては、年が明けてから3月定例会までに実施することとなると思われれます。またその際、必要となる講師謝礼について、経費をかけないことも考えられますけれども、今回、市制45周年記念事業を公費で支出するとした場合は、議員会の事業費での対応も考えております。その点もあわせて各会派で御協議いただきたいと思います。

○吉田武司委員長 ただいまの件について、各会派に御周知いただき、9月14日月曜日、本会議が始まる前までに事務局へ提出のほどお願いいたします。

以上で審議事項は終了しました。

その他として、連絡事項を申し上げます。

まず、議会報告会に関する連絡です。

お手元に今回の開催要領を配付しましたので、内容を御確認ください。受付担当の方は、次第、アンケート用紙、質問票を作成していただきますので、9月14日月曜日、本会議が始まる前までに、パソコン担当の方は両常任委員会の資料を1つのデータにまとめて10月13日火曜日正午までに議会事務局へ提出の旨、各会派において御周知くださいますようお願いいたします。リハーサルで使用する資料は、事務局で印刷しますので、よろしくようお願いいたします。

次に、前回の議会運営委員会で決定した陳情に関連して、公開用の資料は、過日メールで送付しましたとおりです。それに伴い、和光市議会申し合わせ事項を更新し配付しましたので、御確認くださいようお願いいたします。

では、今後の議会運営委員会の日程などを確認いたします。打ち合わせの日も含めます。

9月2日水曜日、総括、本会議終了後で、内容は意見書案の調整などについてです。

9月14日月曜日、一般質問3日目、本会議終了後で、内容は意見書案の確認、市制45周年記念事業、議員研修会などについて。

9月17日木曜日、閉会、本会議終了後、これは事前打ち合わせで、内容は市議会だよりの編集について。

10月9日金曜日9時30分から、これも事前打ち合わせで、内容は市議会だよりの編集について。

10月16日金曜日9時30分から議会運営委員会で、内容は市議会だよりの編集、市制45周年記念事業、議員研修会などについてです。

次に、議会運営委員会以外の日程について、議長から報告します。

齊藤克己議長。

○齊藤克己議長 初めに、先日執行部から、まち・ひと・しごと創生総合戦略及び人口ビジョンについて途中経過を報告したい旨の連絡がありました。9月15日火曜日、一般質問の4日目です。本会議終了後に全員協議会の開催を予定しております。

また、9月27日日曜日の午前中、地域防災訓練が各市内避難所で行われる予定です。

10月5日10時から、朝霞地区一部事務組合の定例会です。

10月6日火曜日14時から、朝霞地区議長会議員研修会が行われます。これは、志木市民会館にバスで行きますので、後日通知をさせていただきたいと思えます。

それから、10月14日から15日、総務環境常任委員会の行政視察。

10月16日金曜日、議運終了後、議会報告会リハーサルで、事務局への資料の提出は、先ほどありましたとおり10月13日までとなっております。

10月20日から21日で文教厚生常任委員会の行政視察、10月28日水曜日18時から議会報告会、10月30日10時から朝霞地区一部事務組合の決算特別委員会という日程になっておりますので、

日程調整をよろしくお願ひいたします。

○吉田武司委員長 ただいまのとおり確認の上、会派、または関係議員への周知をお願ひします。

その他何かございますでしょうか。

〔「なし」という声あり〕

なければ、本日の記録及び会議の公開資料は委員長に一任願ひます。

以上で、議会運営委員会を閉会します。

午前11時34分 閉会

和光市議会委員会条例第30条第1項の規定により、ここに署名する。

委 員 長      吉   田   武   司